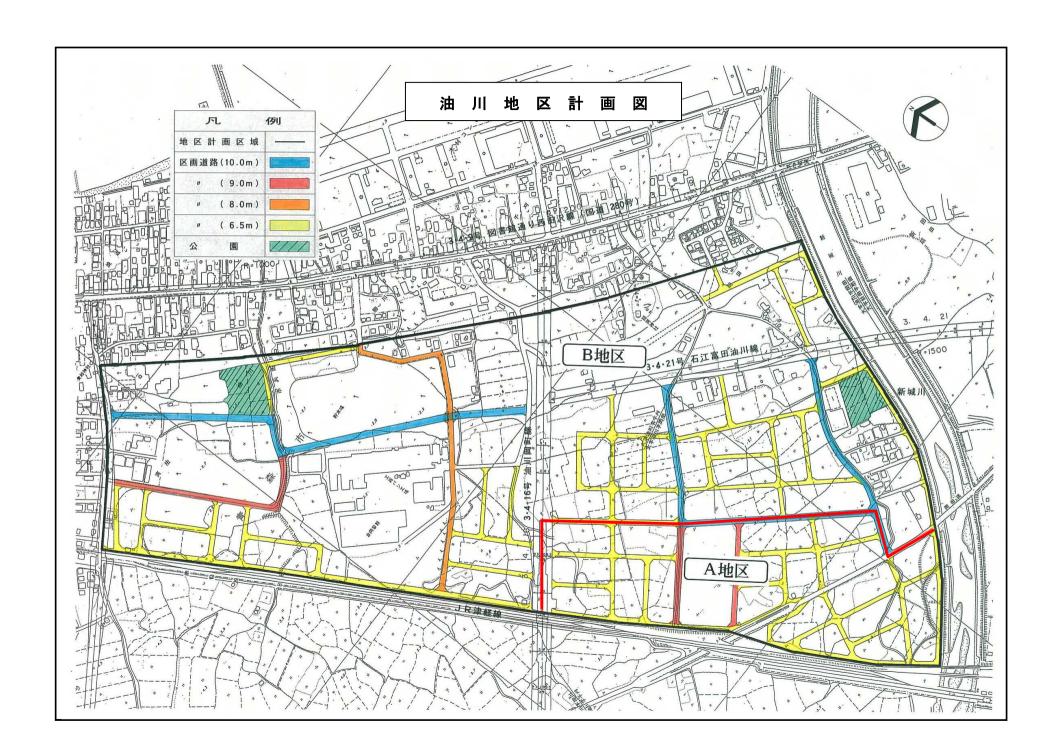
## 1 油川地区

	名 称	油川地区計画		
	位置	青森市大字油川字岡田、字千刈、字柳川、字浪返 及び字実法の各一部		
	面積	約55.0ha		
X	地区計画の目標	本地区は、本市の中心部より約3.5km 北西に位置 しており、国道280号、JR 津軽線及び新城川に囲ま れている。 将来不良な市街地が形成されるおそれがあるため、 不良な街区の形成を防止し、秩序ある市街地を誘導す ることを目標とする。		
区画の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	良好な環境を整備しつつ、市中心部への就業者の住宅地として、また、既存の工場等との職住近接型の住宅地としての土地利用を図る。特に、A地区については、危険性や、環境を悪化させるおそれのある一部の工場を抑制し、住環境に配慮する。		
分方針	地区計画の整備方針	都市計画道路3・4・16号、3・4・21号を基軸に区画道路を一体的に配慮する。 配置に当たっては適正な街区形成に努めるとともに既存道路の活用に留意する。 また、公園を2ヶ所配置する。		

							( 1 ) 、		
							(1)道路		
							区画道路 幅員 10m		
							" 9m	· <del>-</del>	
	抽	地区	施設の			മ	" 8m " 6.5m	• -	
			,,,	, 112		" 0. Jiii			
	配	置	及	び	規	模	(0) 公国	計 約9,580m	
							(2)公園 2ヵ所	約 0.37ha	
							2 /3 1/1	約 0.37 na 約 0.45 ha	
								μ <sub>3</sub> σ. <del>4</del> σ π α	
								計約 0.82ha	
			地	区	分	の			
地				名		称	A 地区	B 地 区	
区			区						
整			の	区	分	の			
備	建	関			,,	,, 0,	約10.8ha	約44.2ha	
			区	面		積			
計	築	す	分						
画	*	9	71						
							次の各号に掲げる建築物	次の各号に掲げる建築物	
	物る				は、建築してはならない。	は、建築してはならない。			
						① 建築基準法別表第二 (ぬ)の項に掲げる建	① マージャン屋、ぱちん こ屋、射的場、勝馬投票		
							築物		
	等事					② マージャン屋、ぱちん	その他これらに類する		
							こ屋、射的場、勝馬投票		
	1=	項					券販売所、場外車券売場	② 待合、キャバレー、料	
	1-	垬					その他これらに類する	理店、ナイトクラブ、ダ	
							<b>もの</b>	ンスホールその他これ	
							③ 待合、キャバレー、料理は、ナイトなまず、ダ	らに類するもの	
							理店、ナイトクラブ、ダ ンスホールその他これ		
							らに類するもの		
	l		<u> </u>				21-7K / W UV/		
備	備考								

「区域、地区の区分及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」



## 2 浜館地区

	名	称	浜館地区計画							
区域の整備	及 7.	地区計画の目標	本地区は、本市の中心部より約4km南東に位置しており、組合施行の土地区画整理事業が進められている。 土地区画整理事業により創出される良好な居住環境を保全及び増進するとともに、周辺の土地利用との整合を図り、秩序ある市街 地を誘導することを目標とする。							
・開発	及び保全の方針	土地利用の方針	調和のある街づくりを行うため、当地区の中心にある都市計画道路 3·3·3 号沿いに近隣商業地区を配置し、JR沿線及び幹線街路沿線は中高層の住宅、店舗等が立地する地区とするほかは、閑静な街並みを形成するため、低層住宅地区とする。ただし、都市計画道路 3·2·2 号及び 3·3·3 号より南東の部分については、後背地が工業系の土地利用がされており、騒音等の問題があることから一般住宅の立地を制限することとする。 なお、幹線道路に流雪溝を設置し、道路上には原則として電柱を設置せず、住宅壁面のセットバック及び一定の敷地規模(200 ㎡以上)の確保に努める等、克雪型の良好な住環境の創設に努める。							
		区分の名称	A 地 区(低層住宅地区)	B 地 区(近隣商業地区)	C 地 区(中高層住宅地区)	D 地 区(業務施設地区)				
地区整備計	建築物等に関す	建築物等の 用途の制限		次に掲げる建築物は建築してはならない。 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第4項第3号から第5号までに規定する営業に係る施設		次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) ホテル又は旅館 (2) 住宅 (3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿				
画	に関する事項	建築物の壁面 の位置の制限	建築物の外壁面から道路境界 線までの距離は1メートル以上 とする。		建築物の外壁面からA地区と接する道路(計画図表示のとおり)境界線までの距離は2.5メートル以上とする。					
	備	考	ー宅地の面積が狭小で市長が やむを得ないと認めた場合は、 この限りでない。							

## 届出図書一覧

1 届出書……1部

2 図 面……2部

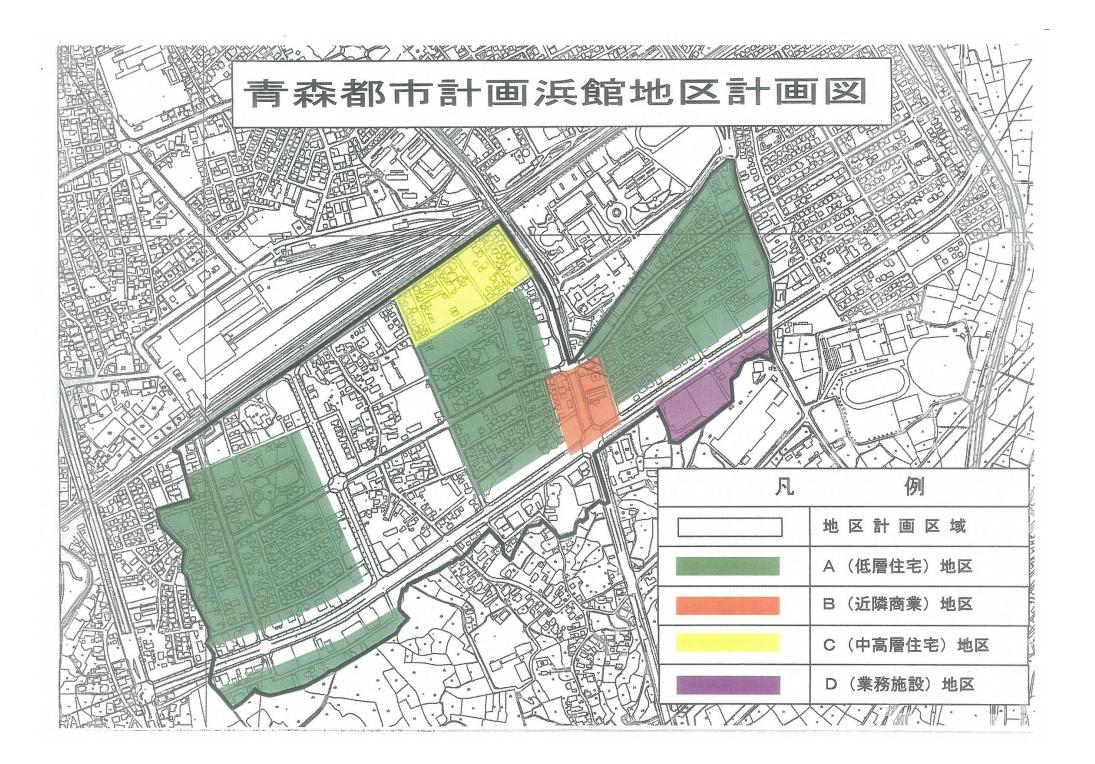
① 位 置 図 (1/100~1/500) 注意:外壁面から最も近い道路境界線までの距離を記入すること。

② 立 面 図 (1/50~1/100) 注意:2面以上

③ 各階平面図 (1/50~1/100)

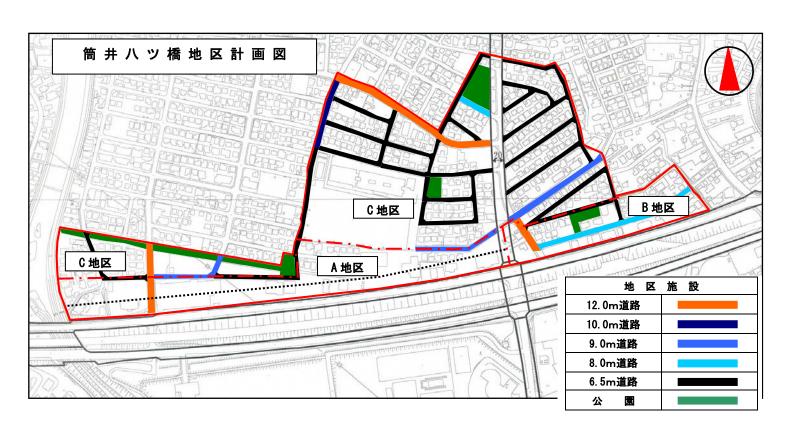
3 参考資料……1部

土地区画整理法第76条第1項の許可通知書の写し(換地処分前の場合)



## 3 筒井八ツ橋地区

名	称	筒井八ツ橋地区計画			
位	置	青森市大字筒井字八ツ橋、幸畑字唐崎及び妙見一丁目の各一部			
区域		計画図表示のとおり			
面積		約20.4ha			
	地区計画の	本地区は、本市の中心部から約5km南部に位置し、既に周辺では一部民間開発による住宅			
	目 標	地整備が行われており、また、国道7号バイパス(青森環状道路)の供用に伴い、沿道サー			
		ビス施設の立地及び住宅地としての需要が非常に高い地区である。			
区		そこで、本地区では、現在の良好な住環境を保全するとともに、現況及び将来的な交通環			
		境と調和した合理的な土地利用の増進を図ることを、街づくりの目標とする。			
域	土地利用の	地区全体として、隣接する住居専用地域と調和のとれた健全な市街地を誘導するため、地			
の	方 針	区施設(道路・公園)を配置し、周辺市街地と一体的な整備を図る。			
整		併せて、地区内でのゾーニングを進め、各地区別の方針に基づく土地利用を誘導し、用途			
		の混在を防ぐ。			
備		国道7号沿いは『沿道利用促進ゾーン』とし、沿道利用のポテンシャルの高い地区は、専			
-		用住宅の立地を規制し、また、後背地の住居専用地域に配慮した商業・業務的な施設を積極			
開		的に誘導するとともに、その後背地にあっては住居専用地域と調和のとれた土地利用を図る。			
		国道 7 号沿いではあるが、住居・商業系土地利用が図られている地区は、後背地の住居専			
発		用系土地利用との協調を図る地区とし、『沿道・住居協調ゾーン』とする。			
及		また、住宅地としての良好な住環境を保全する地区を、『住環境保全ゾーン』とする。			
70	地区施設の	既存の周辺道路等との整合のとれた区画道路を一体的に配置する。			
び	整備方針	配置にあたっては、適正な街区形成に努めるとともに骨格的な区画道路を配置しつつ、既			
保		存通学路の歩行者の安全確保に留意する。			
全		また、公園を4箇所配置する。			
	建築物等の	地区全体として、良好な住環境を保護するため、風俗営業施設等の建築物の立地を制限す			
の	整備方針	る。			
方		また、本市の自然環境を考慮し、冬期積雪時にあっても快適な住環境の確保を図るため、			
針		住宅地にあっては、一定の敷地規模(200 ㎡以上)の確保に努める外、壁面の位置を定め、			
派1		ゆとりとうるおいのある空間の創出を推進する。			
		併せて、沿道での住居系用途の建築物の制限に加え、建築物の壁面の位置を制限するなど、			
		遮音上の効果のある土地利用を図り、沿道交通環境との調和に努めるとともに、緑化の促進			
		など幹線道路の沿道にふさわしい景観の創出に努める。			



	地	配	(1)	直 路 区画道路 幅員 12.0m // 約 460m (2)	公 園 4	· 箇所 面積 約 0.37ha			
	地区施設	置		" 10.0m " 約 115m		約 0.22ha			
	施設	及 び 規 模		〃 9.0m 〃 約 420m		約 0.10ha			
	の	規		〃 8.0m 〃 約 375m		約 0.09ha			
		模		〃 6.5m 〃 約 2,990m		計 約 0.78ha			
				計 約 4,360m					
		ᄴᅜ	Ø ₹	A地区 B地区		C地区			
		地区	名和	(沿道利用促進ゾーン) (沿道・住居強調	ゾーン)	(住環境保全ゾーン)			
		区分	面積	約 4.4ha 約 2.2ha		約 13.8ha			
				1 次の各号に掲げる建築物は建築してはなら 次の各号に掲げ	げる建築				
				ない。 物は建築してはな	らない。				
				① マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝 ① マージャン屋	、ぱちん				
				馬投票券発売所、場外車券売場その他これ こ屋、射的場、	勝馬投票				
				らに類するもの 券発売所、場外	車券売場				
			建 築 物 等	② ホテル又は旅館 その他これらし	=類する				
				2 都市計画道路 3・2・3 号外環状線道路境界線 もの					
			等	から 25 メートル以内の区域(計画図表示のとお ② ホテル又は旅	館				
地			の田	り。) 内においては、次の各号に掲げる建築物					
			用途の	は建築してはならない。					
区			の制	① 上記1に掲げる建築物					
		建	限	② 住宅又は長屋(ただし、事務所、店舗そ					
整	;	築		の他これらに類する用途を兼ねるものを除					
				⟨∘)					
備	!	物		③ 共同住宅、寄宿舎又は下宿(ただし、事					
	;	等		務所、店舗その他これらに類する用途を兼					
計		_		ねるものを除く。)					
		IC.	建	① 都市計画道路 3·2·3 号外環状線に面する建 建築物の外壁面	は、道路	建築物の外壁面は、道路境界線まで			
画		関	築	築物の外壁面は、都市計画道路 3·2·3 号外環 境界線までの距離	を1メート	の距離を 1 メートル以上とする。			
		<del>J</del>	物	状線道路境界線までの距離を4メートル以上とす ル以上とする。					
		9	の	<b>వ</b> .					
		る	壁	② 上記①以外の道路に面する建築物の外壁面					
		事	面	は道路境界線までの距離を1メートル以上とす					
			の 	る。 					
	:	項	位						
			置						
				上とする。					
						165 m <sup>2</sup>			
			敷地			ただし、当該地区計画の施行の際、			
			置			現に建築物の敷地として使用されている。			
			敷地面積の最低限度			る土地で当該規定に適合しないもの又は現に存せる影響を表現しません。			
			の   最			は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の動物として使用するな			
			低			づいて建築物の敷地として使用するな			
			限			らば当該規定に適合しないこととなる 土地について、その全部を一の敷地と			
			<b>及</b>						
			<u> </u>	1 坐計地区計画の佐尓の際 しわおやになんしないっししなった。	- 方ナ 7 7キ*	して使用する場合を除く。 			
				1 当該地区計画の施行の際、上記規定に適合しないこととなる現に	-1f9 の建る	〒			
	備考			の規定を適用しない。 2 建築物の敷地が地区整備計画の規定による建築物等の用途の制限又は敷地面積の最低限度に関する制限を受ける地					
				区又は区域の内外にわたる場合においては、その建築物又は敷地の全部について、敷地の過半の属する地区又は区域 に関する規定を適用する。					
			考	1	)制限を受け	+る地区▽は区域の内外にわたる場合に			
				おいては、これらの規定による制限を受ける地区又は区域内に存っ					
				これらの規定を適用する。	しい姓き	~1/2~11/2~10~~  放心の即分について			
				4 市長が、公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと	- 認めた‡.の	のについては、地区整備計画の全部▽け			
				一部の適用を除外することができる。	_ ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	7 20 (16)、心巨正洲川凹以王即入16			
				HANNEYI CMMI V OCCU CC 00					